

附属機関の名称

燕市図書館協議会

設置の目的

図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき、燕市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置き、以下、所掌事務を行う。

所掌事務

図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

委員構成

協議会は、委員10人以内で組織する。

任期

2年（ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間）

委員名簿

令和2年4月1日現在

委員	池田 忍	家庭教育の向上に資する活動を行う者
委員	加藤 一夫	社会教育関係者
委員	澤田 麗子	家庭教育の向上に資する活動を行う者
委員	白椿 晴江	社会教育関係者
委員	須田 なつみ	家庭教育の向上に資する活動を行う者
委員	田中 淳子	家庭教育の向上に資する活動を行う者
委員	水戸 巖	学校教育関係者
委員	宮本 美由紀	社会教育関係者
委員	柳原 康浩	社会教育関係者
委員	和平 秀樹	学校教育関係者